

国土利用計画法の届出の概要

一定面積以上（買いの一団を含む）の土地取引について土地売買等の契約を行ったときは、権利取得者は、**契約締結の日から2週間以内**に届け出なければなりません。

提出された届出書は、利用目的について審査が行われ、土地利用に関する計画などに照らして、適当な場合は不勧告となります。利用目的が不適当な場合は、利用目的の変更の指導を行い、これに応じない場合は、勧告等を行う場合があります。

1. 届出を必要とする土地取引

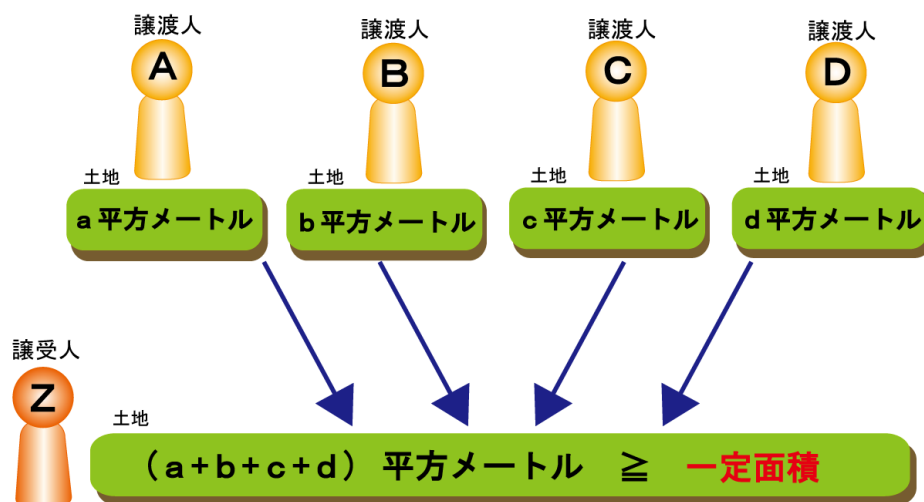
(1)一定面積以上とは

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 市街化区域 | 2,000平方メートル |
| 市街化調整区域 | 5,000平方メートル |
| その他の都市計画区域 | 5,000平方メートル (笠間市はこの区域です) |
| 都市計画区域以外の区域 | 10,000平方メートル |

(2)買いの一団の土地取引とは

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は、個々の取引それぞれについて届出が必要です。

分筆売買や時期をずらした売買でも、計画性があれば一団の土地取引となります。



2. 届出書類

次に掲げる書類を各1部提出してください。

- 土地売買等届出書(ホームページからダウンロードできます。)
- 位置図 (縮尺5万分の1以上の地形図)
- 付近見取図 (縮尺5千分の1以上の住宅地図等)
- 形状図 (公図の写し等)
- 土地売買等の契約書の写し

実測面積が登記簿の面積と異なる場合は、地積測量図を添付してください。

3. 届出をしないと

土地を取得したあと届出をしなかったり、偽りの届出をすると6カ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

問い合わせ先 笠間市企画政策課

〒309-1792 笠間市中央3丁目2番1号

TEL : 0296-77-1101 または 0299-37-6611